

兵庫県公報

平成23年10月27日 木曜日 第2号外

発行人
兵庫県
神戸市中央区下山手通
5丁目10番1号

毎週火曜日及び金曜日発行、
その日が休日のときはその翌日



(兵庫県民の旗＝県旗)

目次

企業庁管理規程	ページ
○ 企業職員の給与に関する規程の一部を改正する管理規程	1
病院局管理規程	
○ 病院事業職員の給与に関する規程の一部を改正する管理規程	1

企業庁管理規程

企業職員の給与に関する規程の一部を改正する管理規程をここに公布する。
平成23年10月27日

兵庫県公営企業管理者 岡田 泰介

兵庫県企業庁管理規程第6号

企業職員の給与に関する規程の一部を改正する管理規程

企業職員の給与に関する規程（昭和41年兵庫県企業局管理規程第14号）の一部を次のように改正する。
附則に次の1項を加える。

（平成23年12月に支給する期末手当及び勤勉手当の特例）

- 29 平成23年12月に支給する期末手当及び勤勉手当の額については、第6条の2、第6条の3及び附則第14項の規定に定める算定方法に準じて別に管理規程で定めるところにより算定した額とする。

附 則

この管理規程は、公布の日から施行する。

病院局管理規程

病院事業職員の給与に関する規程の一部を改正する管理規程をここに公布する。
平成23年10月27日

兵庫県病院事業管理者 前田 盛

兵庫県病院局管理規程第14号

病院事業職員の給与に関する規程の一部を改正する管理規程

病院事業職員の給与に関する規程（平成14年兵庫県病院局管理規程第12号）の一部を次のように改正する。
附則に次の1項を加える。

（平成23年12月に支給する期末手当及び勤勉手当の特例）

- 35 平成23年12月に支給する期末手当及び勤勉手当の額については、第40条第1項から第5項まで、第42条第1項から第3項まで及び附則第22項の規定に定める算定方法に準じて別に管理規程で定めるところにより算定した額とする。

附 則

この管理規程は、公布の日から施行する。